

申 入 書

令和6年1月29日

徳島地方検察庁

検事正 村 中 孝 一 殿

徳島弁護士会

会長 梶 野 正 寛

令和5年12月19日付「当庁美馬支部における検察官の勤務形態変更について（連絡）」（以下「令和5年12月19日付連絡」という。）について、下記のとおり申入れる。

記

第1 申入れの趣旨

- 1 貴庁美馬支部・美馬区検（徳島池田区検を含む。以下「美馬支部」という。）に常勤している副検事1名を、令和6年4月1日以降も引き続き美馬支部への常勤とされたい。
- 2 美馬支部管内の身柄事件について、同支部管内警察署から送致を受ける際は、令和6年4月1日以降も引き続き美馬支部に送致するよう警察への指導ないし調整をされたい。
- 3 美馬支部管内の身柄事件について、令和6年4月1日以降も引き続き、徳島地裁美馬支部（管轄簡裁）に起訴されたい。

第2 申入れの理由

- 1 令和5年12月19日付連絡では、現在美馬支部に常駐している検察官（副検事）1名を令和6年度以降は本庁勤務とすること、また、美馬支部は検察官を非常駐と変更し（事務処理の必要がある場合に本庁から出張）、それに伴い、美馬支部管内の身柄事件は徳島地裁本庁（徳島簡裁）に勾留請求・起訴すると変更することとされている。

2 徳島県内には、徳島市に徳島地方裁判所本庁が設置されているとともに、県南部には阿南支部が、県西部には美馬支部がある。これと対応するように、地方検察庁も本庁ないし支部が置かれている。なお、徳島地裁・徳島地検美馬支部の管轄区域は、美馬市、三好市、美馬郡及び三好郡であり、管轄人口は約6万8000人（県内人口の約10%）、管轄面積は約1400平方km（県面積の約34%）である。

このように、地方裁判所・地方検察庁の支部が設置されている理由は、本庁のみでは全県下の司法を取り扱うには網の目が大きすぎ、県下の司法サービスのためには適宜支部を設置し、地元の事件は地元で処理すべきと考えられたからである。この理は、裁判所のみならず、検察庁にも妥当することは言うまでもない。

3 今般、令和5年12月19日付連絡にあるように、美馬支部管内の身柄事件について徳島地裁本庁（徳島簡裁）起訴と変更されれば、美馬支部管内の司法機能の低下が避けられないことは明らかである。例えば、この変更の結果、美馬支部管内に居住する保釈後の被告人や証人が、公判出頭のため遠方の徳島地裁本庁（徳島簡裁）に赴かなければならないという不利益を被ることとなる。美馬支部管内の地域公共交通の脆弱さを考慮すれば、この不利益を看過することはできない。

4 また、美馬支部管内の事件における弁護活動（事件関係人との面談・示談交渉等）のためには美馬支部管内事務所の弁護士が弁護人となることが望ましいところ（このため、当会では徳島地裁美馬支部・美馬簡裁に勾留請求された事件については、徳島地裁美馬支部用の名簿に従い国選弁護人を配点している）、上記1の変更がされれば、美馬支部管内事務所の弁護人の弁護活動は、公判期日に徳島地裁本庁・徳島簡裁に出頭することを余儀なくされるだけでなく、次のとおり様々な形で妨げられることになる。

(1) 検察官の勾留請求・勾留延長請求に対する意見書提出や勾留許可決定・勾留延長決定に対する準抗告申立てのために徳島地裁本庁・徳島簡裁に赴かなければならない。

(2) 保釈請求、保釈却下決定に対する準抗告のために徳島地裁本庁・徳島簡裁に赴かなければならない。

(3) 検察官請求証拠の謄写のため徳島地検本庁に赴かなければならない。

5 さらに、上記1の変更により、徳島県警察における留置施設集約の流れが加速・定着することは明らかであるが、これは貴庁支部（美馬支部のみならず阿南支部も）管内に居住する被疑者・被告人とその家族に不利益をもたらし、かつ、貴庁支部管内事務所の弁護人の弁護活動を大きく阻害するものである。

令和4年度までは、徳島県警察の常設留置施設は徳島中央署・徳島板野署・阿南署・美馬署、非常設留置施設は徳島名西署・鳴門署・小松島署・牟岐署・阿波吉野川署・三好署であった。しかし令和5年度からは、常設留置施設は徳島中央署・徳島板野署、非常設留置施設は小松島署・阿南署・三好署とされ、徳島名西署・鳴門署・牟岐署・阿波吉野川署・美馬署は閉場施設とされた。

かかる留置施設の集約の流れが加速すれば、貴庁支部管内に居住する被疑者・被告人釈放の際の帰宅、貴庁支部管内に居住する被疑者・被告人家族等の面会、貴庁支部管内事務所の弁護人の弁護活動（被疑者・被告人との接見等）に大きな弊害を生じさせることとなる。

6 そもそも、裁判所であれ、検察庁であれ、国家における司法サービスの提供は、居住地の過密・過疎や交通事情等にかかわらず、およそ全ての国民が等しく享受できるようになされるべきである。貴庁は、令和5年12月19日付け連絡に記載する変更の理由として、美馬支部配置の副検事の業務量が減少していることを挙げる。各職員の業務量の平準化や業務の合理化の必要性を否定するわけではないが、その結果、国民に対する司法サービスの提供に疎密が生じ、居住地によっては多大なる不利益を被ることがあってはならないことは肝に銘じるべきであろう。

にもかかわらず、美馬支部に配置されていた副検事を非常駐とすることは、事務官は引き続き美馬支部に配置されるとはいえ、同支部管内の検察業務自体の機能低下を招くことは必定である。また、令和元年から令和5年の美馬支部取扱事件数は、身柄事件数（勾留請求数）で4～10件、判決数で12～21件であり、確かに取扱事件が減少していると言えなくはないものの、司法制度

改革の理念及び趣旨に鑑みれば、充実した司法サービスの提供はあまねく全ての地域になされるべきであり、副検事非常駐の理由にはならないというべきである。加えて、取扱事件数の減少は本庁もまた同様であり、美馬支部に配置されていた副検事を本庁に勤務させなければならない逼迫性は見当たらない。

- 7 今回、変更の対象とされる美馬支部管内には、徳島池田区検察庁がある。徳島池田区検察庁については、平成28年4月以降、三好市池田町の庁舎内に職員が常駐せず、その事務は徳島地検美馬支部庁舎内で取扱われる変更がなされた。また、令和2年度からは、徳島池田区検察庁庁舎が廃止され、区域外である徳島地検美馬支部が同区検の位置に定められた。貴庁は、徳島池田区検察庁における職員非常駐化の際にも、目撃証人等の参考人聴取をはじめ、事情のある被疑者等の聴取の必要がある際は、職員を徳島池田区検察庁に出張させるなどの対応を行い、管内住民に不利益とならないよう配慮する旨を述べていたが、その後の経過（とりわけ、その後数年で庁舎自体を廃止するに至っていること）に鑑みれば、徳島池田区検察庁庁舎が存続していた令和2年3月までの間、かかる十分な配慮をしていたかどうか不明である。このような過去の経緯に鑑みれば、令和6年度以降、美馬支部において必要がある際は、検察官を出張させる旨の説明もあるが、どこまで履践されるか疑問がある。

かかる変更により、近年徳島県西部地域の刑事司法基盤の弱体化は進み、同地域住民の利益は侵害されている。上記1の変更はこの傾向に拍車をかけるものであり、当会としては容認しがたい。

- 8 以上の次第で、上記第1のとおり申入れる。

以 上